

## 住民基本台帳閲覧者（令和元年11月1日から令和2年10月31日まで）

塩竈市市民総務部市民安全課

閲覧年月日	閲覧者団体（機関）名	団体代表者	閲覧受託団体名	受託団体代表者	利用目的（請求事由）の概要	閲覧に係る住民の範囲
令和1年11月14日	公立大学法人福島県立医科大学	准教授 村上 道夫	(社) 新情報センター	事務局長 平谷 伸次	過去の体験と現在の活動の実態調査	字伊保石 40名
令和2年4月22日	金融広報中央委員会	会長 武井 敏一	(株)日本リサーチセンター	代表取締役社長 鈴木 稲博	「家計の金融行動に関する世論調査」の対象者抽出のため	芦畔町・牛生町・舟入2丁目 22名
令和2年5月19日	防衛省自衛隊宮城地方協力本部	—	—	—	自衛隊募集のため	市内全域 197名
令和2年6月16日	国土交通省	—	(株)インテージリサーチ	代表取締役社長 井上 孝志	2020年度「旅行・観光消費動向調査」対象者抽出のため	杉の入1丁目～4丁目 85名
令和2年9月9日	NHK放送文化研究所	世論調査部長 吉田 理恵	(社) 新情報センター	事務局長 山本 恭久	「東日本大震災から10年 復興に関する意識調査」の対象者抽出のため	藤倉2丁目 12名
令和2年9月15日	内閣府	—	(社) 中央調査社	会長 境 克彦	「薬局の利用に関する世論調査」の対象者抽出のため	新浜町1丁目 14名
令和2年9月30日	消費者庁	—	(社) 新情報センター	事務局長 山本 恭久	「令和2年度消費者意識基本調査」の対象者抽出のため	袖野田町2 3 番～ 25名

住民基本台帳法第11条第3項および第11条の2第12項に基づき公表するものです。

○参考 住民基本台帳法（抜粋）  
 （国又は地方公共団体の機関の請求による住民基本台帳の一部の写しの閲覧）  
 第11条  
 3 市町村長は、毎年少なくとも1回、第1項の規定による請求に係る住民基本台帳の一部の写しの閲覧（犯罪捜査等のための請求に係るものを除く。）の状況について、当該請求をした国又は地方公共団体の機関の名称、請求事由の概要その他総務省令で定める事項を公表するものとする。  
 （個人又は法人の申出による住民基本台帳の一部の写しの閲覧）  
 第11条の2  
 12 市町村長は、毎年少なくとも1回、第1項の申出に係る住民基本台帳の一部の写しの閲覧（同項第3号に掲げる活動に係るものを除く。）の状況について、申出者の氏名（申出者が法人の場合にあつては、その名称及び代表者又は管理人の氏名）、利用目的の概要その他総務省令で定める事項を公表するものとする。